

2024 年 9 月 9 日

金融安定理事会（FSB）による市中協議文書「クロスボーダー送金に係るデータフレームワークの整合性と相互運用性促進に向けた勧告」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、金融安定理事会（FSB）から 2024 年 7 月 16 日に公表された市中協議文書「クロスボーダー送金に係るデータフレームワークの整合性と相互運用性促進に向けた勧告」に対して意見を提出する機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

我々は、クロスボーダー送金の安全性とセキュリティを維持しつつ、そのコスト、スピード、透明性、アクセスを向上させる上で重要な課題となっている、データフレームワークによる摩擦に対処するための FSB の取り組みと勧告の大枠の方向性を支持する。

例えば、提案されているフォーラムの役割や、標準化された法人識別子の基本的な考え方には賛成である。しかし、民間の利害関係者がどのようにフォーラムに関与するかについては、効率性と有効性の観点から、各国における勧告の実務的な面での導入を見越して検討すべきである。また、標準化された法人識別子について、その導入については十分な費用対効果が得られない状況であることから、利用を促進するためには民間セクターに対する何らかのインセンティブが必要である。このように、議論を進める上で留意すべき点があると考えられる。

本件が検討されるに当たり、我々のコメントが FSB におけるさらなる作業の助けとなることを期待する。

以 上

金融安定理事会による市中協議文書「クロスボーダー送金に係るデータフレームワークの整合性と相互運用性促進に向けた勧告」

質問事項へのコメント

Questions	コメント
General	
1. Is the proposed scope of the recommendations appropriate for addressing frictions arising from data frameworks in cross-border payments?	適切と思料する。
2. What, if any, additional issues related to data frameworks in cross-border payments, beyond those identified in the consultative report, should be addressed to help achieve the G20 Roadmap objectives for faster, cheaper, more accessible and more transparent cross-border payments?	—
3. Is the proposed role of the Forum (i.e. coordinating implementation work for the final recommendations and addressing existing and newly emerging issues) appropriate?	<p>フォーラムの役割自体は適切であると思われる。</p> <p>フォーラムの構成については賛同するが、民間ステークホルダーの関与の仕方については、慎重に検討されるべきである。本件等の国際的な枠組みの規制・監督に関する事項については、案件の性質上、まずは当局間での議論を深め、タイムリーに民間サイドへも検討内容を共有しながら、必要に応じて各国当局が各国の民間ステークホルダーと協議するかたちの方が、効果的かつ効率的な議論が可能になると思われる。また、このような各国ベースでの協議を行うことで、民間ステークホルダーのボランタリーベースでの参加を呼び掛けて構成されるアドバイザリーグループでは拾いきれない民間サイドの意見が適切に拾い上げられ、各国レベルでのより実効的な導入に資する検討が可能になると思われる。</p> <p>また、フォーラムの検討事項は多岐にわたるが、勧告 5 で示されている各国当局が発出する制裁対象のリストのフォーマット共通化は有益であり、フォーラムではこれを優先的な検討事項として取り上げていただきたい。</p> <p>加えて、本件は、最終的に実務に落とし込む場合に顧客理解を要するものであるため、必要に応じて、フォーラムベースで世論の理解を得るための周知・広報も検討していただきたい。</p>
Section 1: Addressing uncertainty about how to balance regulatory and supervisory obligations	
4. Discussions with industry stakeholders highlighted some uncertainties about how to balance AML/CFT data requirements and data privacy and protection rules. Do you experience similar difficulties with other types of “data frameworks” that could be addressed by the Forum? If so, please specify.	—
5. What are your suggestions about how the Forum, if established, should address uncertainties about how to balance regulatory and supervisory obligations?	<p>Recommendation 2 に示された対応方法に賛同する。</p> <p>なお、フォーラムの構成については、Q3 の回答を参照いただきたい。</p>
6. Are the recommendations sufficiently flexible to accommodate different approaches to implementation while achieving the stated objectives?	十分な柔軟性を備えていると思料。
Section 2: Promoting the alignment and interoperability of regulatory and data requirements related to cross-border payments	
7. The FSB and CPMI have looked to increase adoption of standardised legal entity identifiers and harmonised ISO 20022 requirements for enhancing cross-border payments. Are there any additional recommendation/policy incentives	取引主体識別子の標準化の基本的な考え方には賛成だが、市場参加者のシステム対応を考慮する必要がある。市場参加者がシステム投資を行う場合には、何らかの支援策、インセンティブがなければ検討を進めることは難しいと思われる。

Questions	コメント
that should be considered to encourage increased adoption of standardised legal entity identifiers and the CPMI's harmonised ISO 20022 data requirements?	<p>つまり、取引主体識別子の導入には、費用対効果の課題があると認識している。標準化された識別子の使用はデータの品質と透明性を向上させるが、例えば、現時点で LEI を保有する法人が少ない中では期待される効果が得られない可能性が高く、他方、LEI の取得と維持にはコストがかかるとともに、システムの開発や保守の負担もかかることから、十分な費用対効果が得られない状況であり、標準的な業務慣行として利用することが難しい。</p> <p>そのため、標準化された識別子が普及するためには、民間にとって何等かのインセンティブが必要となるのではないかと。</p> <p>また、取引主体識別子については、勧告 5 でフィルタリングの false positive を減らすことが導入の目的の一つとして挙げられているが、そうであれば、各エンティティに対して（グローバル共通の）識別子が付与されるだけでなく、制裁リストに添付されることが必要となる点に留意が必要である。</p> <p>他方で、検知したアラートについて（本当に対象者か）精査する工程を効率化するという観点では、何らかの公的識別子が付与され、かつその公的識別子に紐づいた法人等について各金融機関からアクセス可能な DB があれば、より迅速・正確な True False の判断が可能にはなる。</p> <p>なお、そのような公的識別子の記載を義務付けるとなると、金融包摂の観点から、海外送金から締め出される国・地域がありうること等については留意が必要である。</p> <p>その他、CPMI の ISO 20022 の仕様にかかる共通要件の採用促進の観点では、被仕向送金の場合は「取引目的」の詳細が明確に確認されなければならないが、多くの取引ではその情報が明確でないケースが多く、逐一受取人へ確認する必要があるため、例え当該要件が採用されたとしても、引き続きクロスボーダー送金の処理における摩擦は継続する可能性がある。したがって、フォーラム等による適切な指示が必要である。</p>
8. Recommendation 4 calls for the consistent implementation of AML/CFT data requirements, on the basis of the FATF standards (FATF Recommendation 16 in particular) and related guidance. It also calls for the use of global data standards if and when national authorities are requiring additional information. Do you have any additional suggestions on AML/CFT data-related issues? If so, please specify.	FATF 勧告 16 では送金時に必要なデータに関して規定しているが、AML/CFT 関連調査のために銀行間でやりとりする際のデータ徴求フォームについても議論いただきたい。具体的には、銀行によって RFI（Request for Information）の内容が異なっているため対応に苦慮している。銀行間における AML/CFT 関連のやりとり円滑化のため、RFI を要求する際の定型フォーマットについて議論していただきたい。
9. Industry feedback highlights that uneven regulatory expectations for sanctions compliance create significant frictions in cross-border payments affecting the Roadmap objectives. What actions should be considered to address this issue?	—
10. Do the recommendations sufficiently balance policy objectives related to the protection of individuals' data privacy and the safety and efficiency of cross-border payments?	十分にバランスが取れていると史料。
Section 3: Mitigating restrictions on the flow of data related to payments across borders	
11. The FSB understands that fraud is an increasing challenge in cross-border payments. Do the recommendations sufficiently support the development of data transfer tools that specifically address fraud?	<p>十分サポートしていると史料。</p> <p>ただし、不正行為の手法は日々多様化、巧妙化しているため、ケーススタディは継続的に更新する必要があると史料。</p>
12. Is there any specific sectoral- or jurisdiction-specific example that you would suggest the FSB to consider with respect to regulation of cross-border data flows?	—

Questions	コメント
Section 4: Reducing barriers to innovation	
13. How can the public sector best promote innovation in data-sharing technologies to facilitate the reduction of related frictions and contribute to meeting the targets on cross-border payments in 2027?	—
14. Do you have any further feedback not captured by the questions above?	—

以上